

香川県希少野生生物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第67号

香川県希少野生生物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県希少野生生物の保護に関する条例施行規則（平成18年香川県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク 信号機、防護柵、<u>土留擁壁</u>その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。</p> <p>ケ～ナ 略</p> <p>ニ <u>放送法（昭和25年法律第132号）第2条第1号</u>に規定する放送の業務又は電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為</p> <p>ヌ～ヒ 略</p>	<p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第5条 条例第11条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク 信号機、防護柵、<u>土留よう壁</u>その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。</p> <p>ケ～ナ 略</p> <p>ニ <u>放送法（昭和25年法律第132号）第2条</u>に規定する放送の業務、<u>有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）第2条に規定する有線ラジオ放送の業務、有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）第2条第2項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の業務</u>又は電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為</p> <p>ヌ～ヒ 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。